

大井町街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、大井町が行う街頭防犯カメラの設置及びその適切な管理運用について、必要な事項を定めることにより、町内における犯罪発生を抑止及び町民等のプライバシーの権利その他の権利利益を保護し、もって安全・安心なまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 街頭防犯カメラ 犯罪発生を抑止と町民等の体感治安の向上を目的として、不特定多数の者が往来する道路、駅前広場等公共の場所に設置する映像装置で、録画装置その他必要な関連機器で構成されるものをいう。
- (2) 画像 街頭防犯カメラにより撮影された映像及び録画されたものをいう。
- (3) 町民等 町に居住し、勤務し、通学し、若しくは滞在し、本町を通過する者をいう。

(管理責任者等)

第 3 条 町長は、街頭防犯カメラ及び画像の管理運用を適正に行うため、街頭防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

- 2 管理責任者は、防犯主管課の長とし、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 街頭防犯カメラ、画像及び映像を収録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）の管理運用に関すること。
 - (2) 画像の管理運用に対する町民等からの問い合わせ等に関すること。
- 3 管理責任者を補佐するために、防犯カメラ管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置くことができる。

(防犯カメラの設置等)

第 4 条 町長は、街頭防犯カメラを設置するにあたり、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 街頭防犯カメラの撮影対象区域は、不特定多数の者が往来する道路、駅前広場等公共の場所とし、特定の個人、土地又は建物等を監視することがないように、かつ撮影区域を必要な範囲に限定するよう、十分配慮すること。
- (2) 町民等が見やすい場所に防犯カメラを設置している旨を表示すること。
- (3) 正当な理由なくして、画像をみだりに閲覧できない措置を講ずること。

(画像の管理)

第 5 条 町長は画像及び記録媒体について、漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の画像の適正な管理のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 画像及び記録媒体の保管方法は次に掲げるとおりとする。

ア 画像は加工し、又は複製することなく、撮影時のままで保管すること。

イ 画像を収録した記録媒体は、施錠等により保護された場所に保管すること。

ウ 画像及び記録媒体は、録画装置のパスワード等により保護すること。

エ 管理責任者、管理取扱者又は管理責任者が指定した者以外の画像の閲覧や持出しを禁止すること。

(2) 画像の保管期間は撮影した日から 30 日以内とする。

(3) 画像の消去は、データの上書きにより自動的に行うものとする。ただし、記録媒体を廃棄する場合は、破砕のうえ、廃棄するものとする。

(4) 前各号に掲げるもののほか、画像及び記録媒体の不正利用、外部流出及び改ざん等を防止すること。

(画像の利用及び提供の制限)

第 6 条 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、画像及び記録媒体を目的以外に利用し、又は他の者に提供してはならない。

(1) 法令等に基づくとき。

(2) 法律に基づき国または地方公共団体が設置した捜査機関から犯罪捜査を目的として請求を受けた場合。この場合において、当該捜査機関が、画像及び記録媒体の提出を求める時は、文書により請求するものとする。ただし、閉庁時間に画像の提供を行う場合は街頭防犯カメラ緊急利用申請書(様式-第 1 号)により申請を行うこと。

(3) 町民等の生命、身体及び財産の安全確保その他公共の利益のために必要と認められるとき。

2 管理責任者は、前項各号に掲げる場合において画像及び記録媒体を提供したときは、次に掲げる事項を街頭防犯カメラ画像提供記録簿(様式-第 2 号)に記録し、保管しておかなければならない。

(1) 提供年月日及び時間

(2) 提供先の名称、所在地及び代表者又は責任者氏名

(3) 提供した画像の内容

(4) 提供目的及び理由

3 管理責任者は、第 1 項の規定により画像及び記録媒体を提供するときは、最小限の範囲にとどめ、提供する相手方に対し、次に掲げる事項を順守させなければならない。

(1) 画像及び記録媒体を適正に管理すること。

(2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。

(3) 目的が達成されたとき又は当該目的が達成されないと判明したときは、速やかに画像の消去、記録媒体の返却又は破砕等必要な処理を行うこと。ただし、第1項第2号の規定により提供した画像及び記録媒体が、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく証拠品等として関係機関へ送致される場合は、この限りではない。

(問い合わせ等への対応)

第7条 街頭防犯カメラの設置等に関する問い合わせ等にあたっては、管理責任者が誠実かつ迅速に対応するものとする。

(遵守事項)

第8条 この要綱の規定に基づき街頭防犯カメラに携わる者は、画像及び記録媒体から知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

2 画像及び記録媒体の取り扱いについては、大井町情報公開条例（平成13年12月20日条例第26号）及び大井町個人情報保護条例（平成14年12月26日条例第23号）の規定を遵守しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月27日から施行する。

街頭防犯カメラ緊急利用申請書

<申請先>

大井町総務安全課防災安全室長

<申請者>

警察署名： _____

署長名： _____

事務取扱者 ※事務取扱者は、事件主管課長又は当直主任とする。

職名： _____

氏名： _____ 印

連絡先： _____

現在、刑事訴訟法第197条第2項に基づく「捜査関係事項照会書」の申請が不可能であり、かつ緊急に画像データを閲覧しないと人の生命・身体・財産を保護し得なくなるため、大井町街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱第6条第1項第2号及び3号の規定に基づき、次のとおり申請します。なお、画像データ及び画像から知り得た情報は、申請事由以外の事案に利用しません。

申請事由	事案名：
	事案内容：
申請カメラ番号 (別紙参照)	申請対象期間
	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
来庁者	
所属：	氏名： 電話：

確認事項		
<input type="checkbox"/> 「事務取扱者」欄に記入・押印漏れはないか <input type="checkbox"/> 「申請事由」欄の内容は緊急を要するものか(=即座に画像データを閲覧しないと、人の生命・身体・財産を保護し得なくなる状況か) <input type="checkbox"/> 「来庁者」欄の所属・氏名が身分証と一致するか		
確認者	受付日時	備考
	年 月 日 時 分	

街頭防犯カメラ設置箇所

番号	場所	設置年度
①	金子255番地付近	2018年度
②	金手997番地付近	2018年度
③	金子1499番地付近(相模金子駅前)	2018年度
④	上大井671番地付近(上大井駅前)	2018年度





